

生活保護制度について



平成28年 1月25日
厚生労働省社会・援護局
保護課

生活保護制度の概要

生活保護制度の目的は、**最低生活の保障**と**自立の助長**

最低生活の保障

① 資産、能力等あらゆるものを活用しなければ保護は受けられない。また、扶養義務者から扶養されている場合などは、その分は保護費を支給しない(一方、扶養されているか否かは保護を受給する前提ではない)。

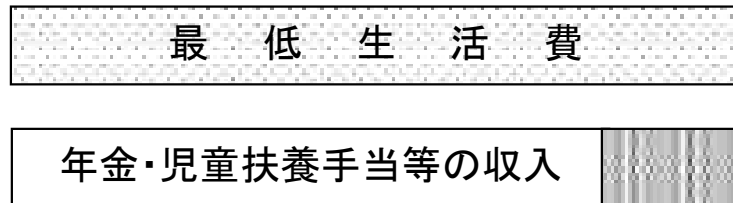
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇開始時に資産等が無い調査
- ◇開始後にも変動があれば届出義務

② 最低生活費(※)から収入を差し引いた差額を保護費として支給

※世帯の人数、年齢、地域等に応じて決まる



支給される保護費

自立の助長

- ・ケースワーカーの月1回の家庭訪問等による就労指導
 - ・福祉事務所とハローワークの連携強化
 - ・福祉事務所への就労支援員(※)の配置
- ※非常勤で雇用する就労支援の専門職員

生活保護 手続きの流れ (福祉事務所)

相談

【対応者】・査察指導員
・ケースワーカー

- ◆ 相談に至った経緯について確認
 - ・現在の生活状況
 - ・収入の有無
 - ・病状
 - ・就労状況
 - ・資産、負債の有無
 - ・家族、親戚関係

- ◆ 利用可能な他法他施策(求職者支援制度や住宅支援給付、生活福祉資金等)、ハローワーク窓口などについて、紹介や利用の助言を行う

保護の申請 (原則書面)

《法第7条》
《法第24条》

審査 《法第24条,28条,29条》 (期間は原則2週間)

【担当者】・査察指導員・ケースワーカー

- ◆ 訪問調査
 - ・居宅など生活状況の把握 等
- ◆ 資産調査
 - ・不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無等
 - ⇒ 不動産など売却に時間を要する場合には、生活保護を適用後、売却したのち返還《法63条》
- ◆ 収入状況調査
 - ・就労している場合は、給与明細等により確認
 - ⇒ 虚偽の申告などにより不正受給をした場合には、支給した保護費を徴収する《法78条》
- ◆ 稼働能力の調査
 - ・健康上の問題がある場合、受診状況の確認や検診命令により稼働能力を確認
- ◆ 他法関係の資格調査
 - ・年金受給権の有無、受給額等を確認
 - ・児童扶養手当等の受給の可否を確認
- ◆ 扶養義務者への照会
 - ・配偶者や三親等内の親族等の扶養義務者に経済的・精神的支援等の可否を確認
 - ⇒ 親族からの仕送り等が開始されれば、その金額分保護費と調整(減額)[収入認定]
 - ⇒ 明らかに扶養が可能であるにもかかわらず、扶養していないケースについては、福祉事務所長が家庭裁判所へ調停等の申立《法77条》
 - ⇒ DVの相手方などには照会しない

保護要

保護開始

保護否

申請却下

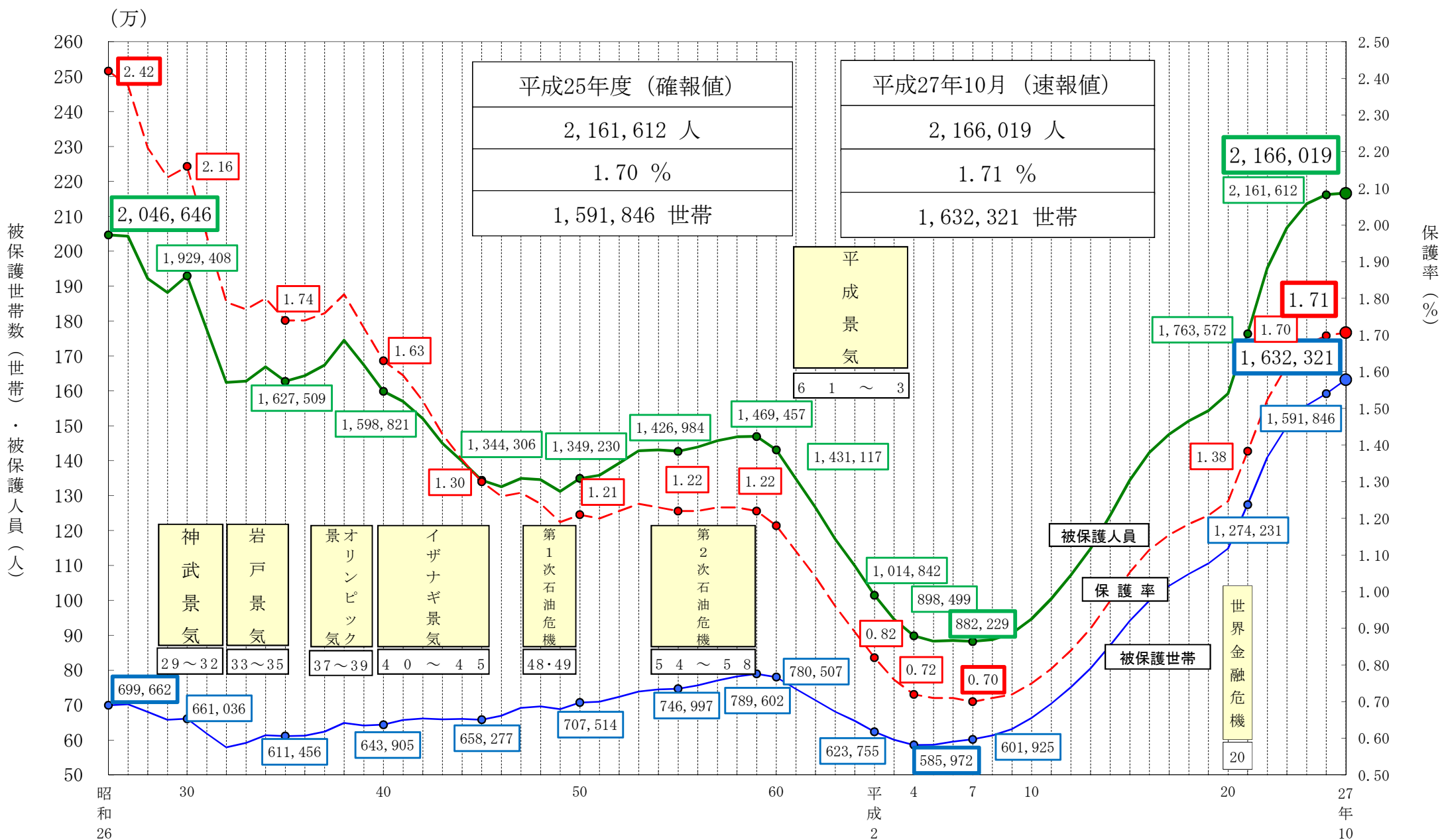
○ 生活保護基準の内容

生活保護基準は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用 ②光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出。 特定の世帯には加算がある。(障害者加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	一定額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	本人負担なし(10割負担分を医療機関に支払い)
介護サービスの費用	介護扶助	本人負担なし(1割負担分を介護事業者へ支払い)
出産費用	出産扶助	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

生活保護受給者数は約217万人であり、平成23年に過去最高を更新して以降増加傾向が続いている。



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成（平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例）

都道府県・指定都市・中核市別保護率(平成27年10月時点)

○全国平均保護率: 1.71%(1.16%)

○都道府県別保護率

上位10都道府県	
	保護率(%)
大阪府	3.38 (2.43)
北海道	3.13 (2.36)
高知県	2.78 (2.06)
福岡県	2.58 (1.83)
沖縄県	2.53 (1.51)
京都府	2.36 (1.88)
青森県	2.30 (1.62)
東京都	2.21 (1.52)
長崎県	2.21 (1.52)
兵庫県	1.95 (1.41)

下位10都道府県	
	保護率(%)
静岡県	0.83 (0.43)
滋賀県	0.83 (0.57)
山梨県	0.82 (0.38)
群馬県	0.75 (0.42)
山形県	0.67 (0.42)
石川県	0.66 (0.32)
岐阜県	0.59 (0.22)
長野県	0.54 (0.38)
福井県	0.52 (0.26)
富山県	0.33 (0.79)

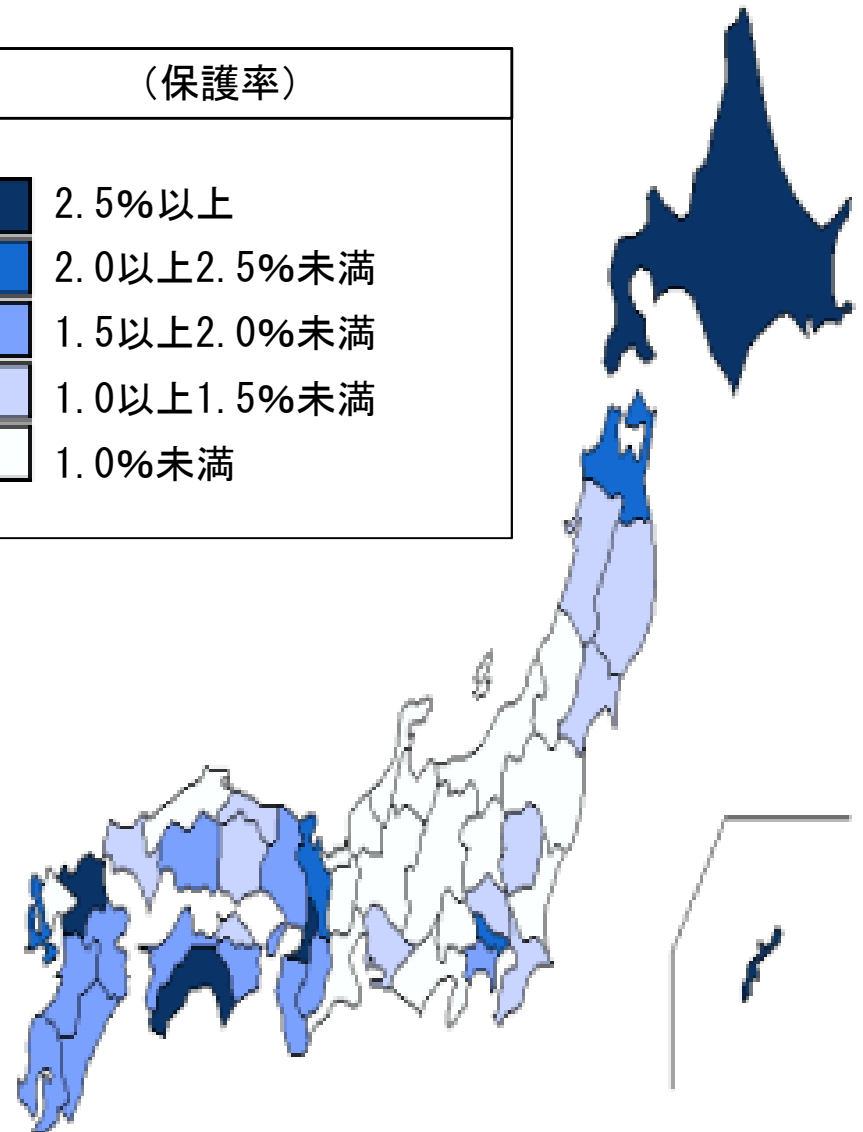
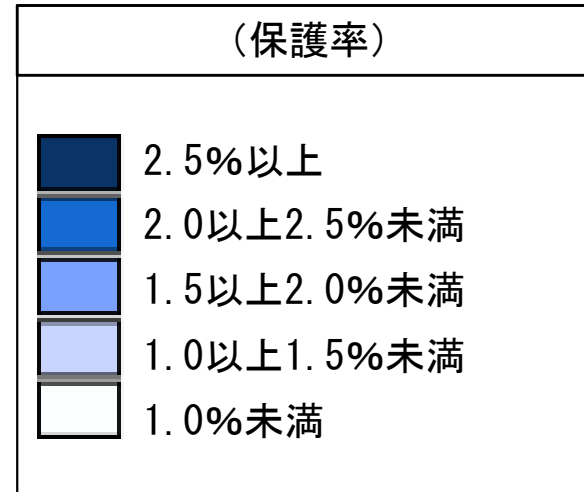
○指定都市別保護率

保護率(%)	
大阪市	5.49 (4.02)
札幌市	3.84 (2.69)
京都市	3.15 (2.58)
神戸市	3.14 (2.65)
堺市	3.11 (2.34)
福岡市	2.92 (1.86)
北九州市	2.49 (1.28)
熊本市	2.32 (1.40)
広島市	2.30 (1.50)
川崎市	2.22 (1.78)
名古屋市	2.17 (1.29)
千葉市	2.10 (1.21)
相模原市	1.95 (0.92)
岡山市	1.93 (1.47)
横浜市	1.92 (1.35)
仙台市	1.66 (1.03)
さいたま市	1.60 (0.83)
新潟市	1.47 (0.97)
静岡市	1.27 (0.71)
浜松市	0.95 (0.44)

○中核市別保護率

上位10市	
	保護率(%)
函館市	4.70 (3.81)
尼崎市	4.14 -
東大阪市	4.07 (3.01)
旭川市	3.95 (3.19)
那覇市	3.85 -
高知市	3.77 (2.86)
長崎市	3.12 (2.03)
青森市	2.94 -
豊中市	2.62 -
鹿児島市	2.59 (1.74)

下位10市	
	保護率(%)
前橋市	1.17 -
柏市	1.08 -
郡山市	0.96 (0.61)
金沢市	0.95 (0.59)
高崎市	0.89 -
長野市	0.83 (0.37)
豊橋市	0.63 (0.35)
豊田市	0.57 (0.28)
岡崎市	0.53 (0.24)
富山市	0.42 (0.31)

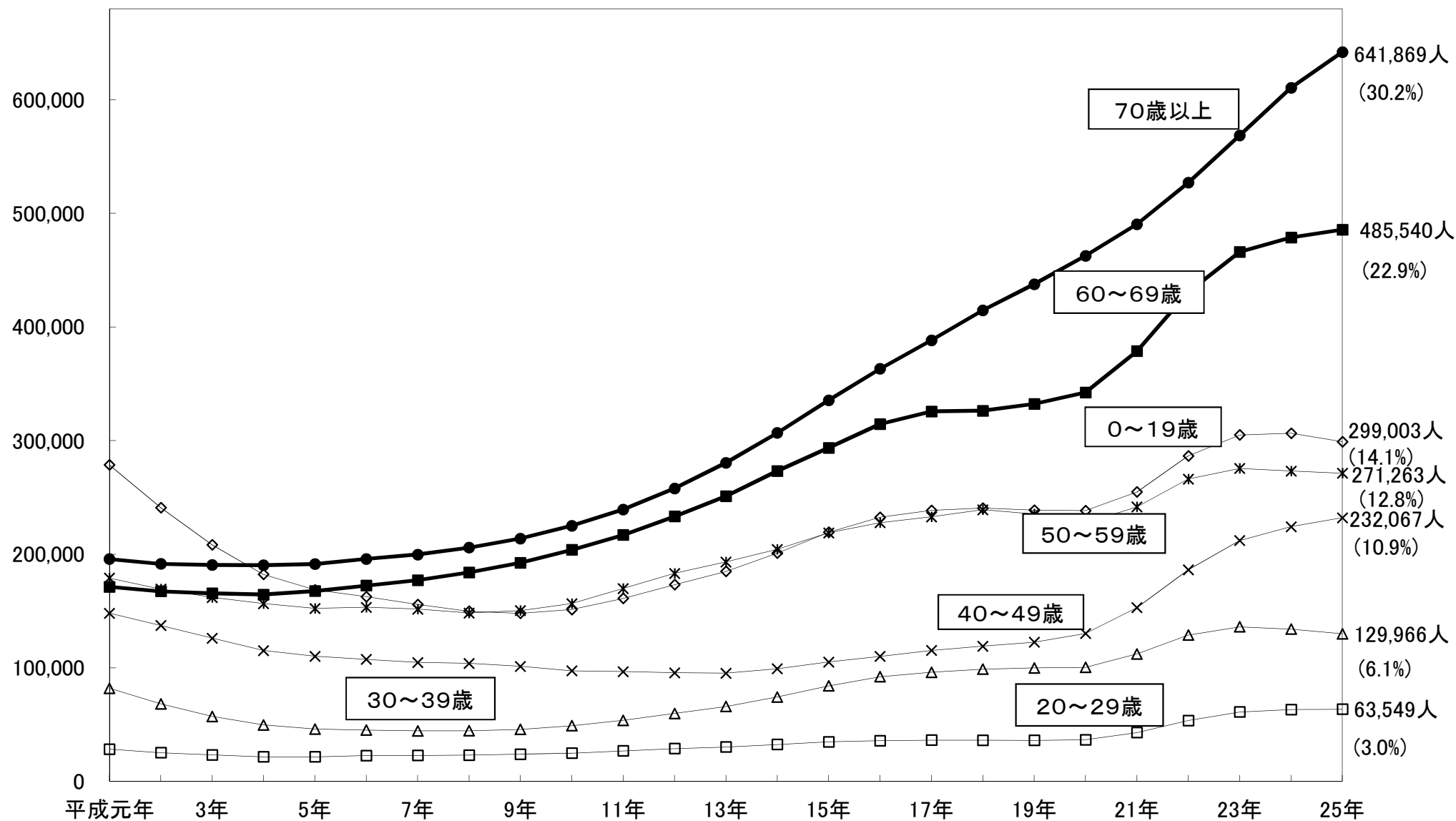


注1: 指定都市及び中核市数値は再掲

注2: 括弧内は10年度前(平成17年度)の保護率

年齢階層別被保護人員の年次推移

- 年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。
- 被保護人員のうち、全体の約53%は60歳以上の者。



資料:被保護者調査(年次調査)(平成23年までは、被保護者全国一斉調査)

住宅扶助基準の見直しの概要

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低生活の維持に支障が生じないように必要な配慮をしつつ、以下の見直しを行う。

住宅扶助基準の見直し

<住宅扶助の概要>

被保護世帯の家賃について、都道府県、指定都市、中核市ごとに上限額を定め、その範囲内で実額を支給

◇東京都(23区等)の例(月額) 単身世帯:53,700円 2人～6人世帯:69,800円 7人以上世帯:83,800円

<住宅扶助基準の見直しの内容>

- ① 地域ごとの住宅扶助上限額の適正化 → 各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準(注1)を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向(注2)等も踏まえて適正化
注1:単身では25㎡ 注2:全国平均△2.1%
- ② 2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化 → 世帯人数区分を細分化し、人数別の上限額を適正化
※ 2人世帯:単身世帯の1.3倍→1.2倍、6人世帯:同1.3倍→1.4倍
- ③ 地域区分の細分化 → 地域区分を2区分(1・2級地、3級地)から3区分(1級地、2級地、3級地)に見直し。
- ④ 床面積別の住宅扶助上限額の新設 → 床面積に応じて上限額を減額する仕組みを導入し、貧困ビジネスを是正
※ 延床面積15㎡～11㎡:△10%、10㎡～7㎡:△20%、6㎡以下:△30%

※ 住宅扶助上限額が減額となる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、以下の措置を講じる。

- ①住宅扶助上限額の減額の適用は、契約更新時まで猶予
- ②転居が必要となる場合は、転居費用を支給
- ③自立助長の観点から引き続き当該住宅に居住することが必要と認められる場合等は、見直し前の額を適用

<影響額(国費)>

△190億円程度(平成30年度に平年度化)
※平成27年度 △30億円程度

<施行時期> 平成27年7月

【見直しの例】	羽村市	川越市	相模原市	高松市	名古屋市	東京区部	秋田県
現行の額(単身)	53,700	47,000	46,000	41,000	35,800	53,700	28,000
見直し影響額	△8,700 (△16%)	△5,000 (△11%)	△5,000 (△11%)	△4,000 (△10%)	+1,200 (+3%)	±0 (-)	+7,000 (+25%)

(月額/円)

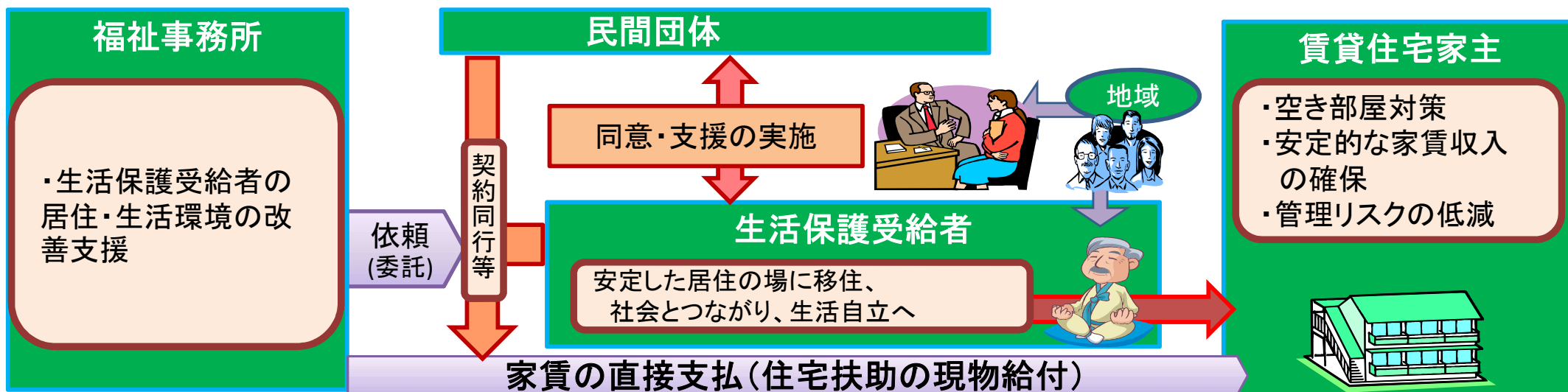
生活保護受給者への居住支援

【考え方】

- 住宅扶助の代理納付の仕組みを利用して、家賃滞納のリスク解消という大家に対するメリットと引換に既存民間住宅ストックへの生活保護受給者の受入を促進する。
- あわせて、地域に円滑に定着できるかといった大家の不安や、代理納付した場合、本人と大家の間で解決すべき日常生活上の課題についてまで自治体での対応を求められる状況があることに鑑み、この居住支援を地域で見守り活動を行う民間団体に委託する。
- この場合、高齢・独居の多い生活保護受給者の一定の日常生活支援・相談を行ってもらうことにより、孤立防止や地域での生活をできる限り継続することが可能となることも見込める。

【概要】

- 住宅への入居を希望する生活保護受給者に対し、不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援を行う。
- 家賃の代理納付を促進する。
- 受給者が地域に円滑に溶け込めるように支援する。
 - ・入居している受給者に対する見守り
 - ・地域で活動する団体への加入、ボランティア活動への参加等を受給者に働きかけ 等



生活保護受給者等の居住確保の推進

平成28年度予算案：5.3億円
(平成27年度予算：2.7億円)

趣旨

- 平成27年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。
- また、平成27年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。
- このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。

現状・課題

(生活保護受給者)

- 簡易宿泊所等に居住する高齢受給者の増加
- 平成27年7月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要
- いわゆる貧困ビジネスへの対応
- 新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

(家主等)

- 空き部屋の増加に伴う収入減
- 安定的な家賃収入の確保
- 入居者に対する見守り支援

事業内容等

1 事業内容

- ① 安価で質の良い住宅のリスト化
- ② 不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援
- ③ 在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施
- ④ 居住支援協議会、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化
- ⑤ 家賃の代理納付の促進

※ 生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。

2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

3 補助率 3 / 4